



ハス

中山会計事務所
税と経営

編集 発行人
税 理 士
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

7月

(文月) JULY

15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント 自動ダイレクト

令和6年4月から開始された、ダイレクト納付をより便利に利用できる新機能。e-Taxで申告等データを送信する際、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に口座引落としによる納税が行えます。事前にダイレクト納付の利用手続きを行い、法定納期限内に申告手続をする場合に利用可能です。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・
(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

一定額減税の実施に伴い期限が変更されますー
所得税予定納税額の減額承認申請 7月31日
所得税予定納税額第1期分の納付
7月1日~9月30日

令和6年度 税制改正のポイント

個人所得課税・子育て世帯 に対する支援を中心に

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や賃上げ促進税制の強化等が行われました。その他、資本蓄積の推進や生産性の向上、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点からも種々の改正が行われました。

今回は所得税・個人住民税の定額減税とともに特に家計への影響が大きい子育て世帯等に対する「住宅ローン控除の拡充」住

宅リフォーム税制の拡充」にポイントをしぼってみていきます。

1 「子育て世帯等」とは？

子育て中の世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子供を扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要があります。そこで、子育て世帯や若者夫婦世帯に対する住宅税制が、見直されました。

見直しの対象となる「子育て世帯等」は、今回の税制改正で新たに定義付けされた概念で、次の①又は②に該当する世帯をいいます。

- ① 18歳以下の扶養親族を有する
- ② 自身又は配偶者のいずれかが39歳以下

2 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除は、住宅ローンを利用し住宅の新築などをした場合に、最大13年間、各年末

の住宅ローン残高の0・7%を所得税額から控除できます。なお、借入金には一定の限度額があります。

(1) 改正の内容

子育て世帯等の住宅購入支援として次の改正が行われました。

- ① 新築・買取再販住宅の購入に係る借入金の限度額を住宅の種類ごとに500万円あるいは1000万円上乗せする。
- ② 新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1000万円以下の者に限り40㎡を緩和する。

(2) 対象となる住宅

改正内容を具体的に示したのが表1です。対象となる住宅の主な定義は、次のとおりです。

【買取再販住宅】

・ 購入時点でその住宅の新築の日から10年を経過しているもの

・ 原則、昭和57年1月1日以後に建築されたもの

・ 既存住宅について、宅地建物取引業者により一定の特定増改築工事等が行われていること

【ZEH水準省エネ住宅】

認定住宅（認定長期優良住宅・低炭素住宅と認定されたもの。以下同じ。）以外の家で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅として建築士等が証明したもの。

【省エネ基準適合住宅】

認定住宅・ZEH水準省エネ住宅以外の家で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅として建築士等が証明したもの。

(3) 控除しきれない税額の扱い

住宅ローン控除を適用して所得税額から控除しきれない税額があった場合は、従来と同様、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除される取扱いが継続されます。

(4) 適用期限

①①の見直しは、令和6年中に入居した場合に、①②の見直しは、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた住宅について、それぞれ適用できます。

3 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

マイホームに耐震改修やバリアフリー改修などのリフォーム

を行った場合、その工事の標準的な費用の10%を、その年分の所得税額から控除できる「住宅リフォーム税制」があります。

(1) 改正の内容

子育てに対応した次の6つの改修工事について、対象工事限度額を250万円、最大控除税額を25万円とする特別枠が設けられました。

- ・ 住宅内における子どもへの事故を防止するための工事
- ・ 対面式キッチンへの交換工事
- ・ 開口部の防犯性を高める工事
- ・ 収納設備を増設する工事
- ・ 開口部・壁・床の防音性を高める工事
- ・ 間取り変更工事（一定のものに限る）

この改正を含む、住宅リフォームに係る所得税の特例措置の概要は表2のとおりです。

(2) 適用期限

この見直しは、対象となる改修工事をして令和6年4月1日から12月31日までの間に入居した場合に適用できます。

4 今後予定されている子育て世帯等への支援措置

来年の令和7年度税制改正では、子育て世帯等に対するさらなる支援の検討が予定されています。具体的には、子育て世帯等に対する生命保険料控除を拡充し、一般生命保険料控除限度額を6万円に引き上げること等です。一方、児童手当の支給期間延長等に伴い、高校生は一般扶養控除の38万円に代えて、控除額を25万円にする扶養控除の見直しも予定されています。

5 まとめ

少子高齢化が著しく進んでいる我が国の社会経済情勢の中で、子育て支援は欠かすことのできない施策です。持続可能な社会の実現のため、子育て世帯等の可処分所得を少しでも増加させることを目的として本改正がされたものと理解していく必要があります。

【参考資料】
国土交通省「住宅ローン減税の制度変更」



【表1】住宅ローン控除の拡充

新築・買取再販住宅	改正前（令和6年・7年入居）		
	認定住宅 （認定長期優良 ・認定低炭素）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

↓ 改正後：令和6年入居の場合

借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(※1) 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。
(※2) 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

財務省資料より

【表2】

対象工事	対象工事限度額	最大控除額（対象工事）	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円（350万円） ^(注)	25万円（35万円） ^(注)	
三世帯同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円） ^(注)	50万円（60万円） ^(注)
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円） ^(注)	25万円（35万円） ^(注)
子育て【拡充】	250万円	25万円	

(注) かつこ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

国土交通省資料より

税金クイズ

自宅で梅酒を作って楽しむことができますが、自宅で果実酒を作る場合に酒税法上、漬け込んではいけないうちがあります。それは、次のうちどれでしょうか。

- ① りんご
- ② ブルーベリー
- ③ やまぶどう

【解説】

「焼酎に梅を漬けて梅酒を作る」といった行為は、新たに酒類を製造したものとみなされ、本来は違法な行為となります。

ただし、消費者が自分で飲むために酒類（アルコール分20度以上のもので、かつ、酒税が課税済みのものに限り。）に次の物品以外のものを混和する場合には、例外的に製造行為に該当しません。

- ・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでん粉又はこれらのこうじ
- ・ ぶどう（やまぶどうを含みます。）
- ・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす

また、この規定は、消費者が自ら飲むための酒類についての規定ですから、この酒類を販売してはいけません。

なお、旅館等を営む者が宿泊客等に提供するため、酒類に他の物品を混和する場合等、一定の要件を満たすときには、例外的に酒類の製造に該当しないこととし、免許や納税等が不要となる特例措置が設けられています。この特例措置は、旅館等において飲食時に宿泊客等に提供するために行う場合に限られ、例えばお土産として販売することはできません。

正解は、③やまぶどうでした。

（出典：国税庁HP「お酒に関するQ&A」）

KEY WORD 土地等の低額譲渡

土地や建物を売ったときは、実際の売却価額を収入金額として、譲渡所得が計算されるのが原則です。しかし、売却先が法人であり、売却価額が時価の2分の1未満の場合は、売った土地や建物の時価を収入金額として譲渡所得が計算されます。

例えば、同族会社の社長が元々4千万円で購入した土地を、その会社に4千万円で売却します。利益は出ずに税金はかからないと考えていたところ、時価を調べたら1億円でした。この場合、4千万円ではなく1億円で譲渡したとみなして、譲渡所得が計算されます。受取り額は4千万円ですが、税務上の考え方は別ということです。

この事例において、例えば6千万円で売却した場合は、時価の2分の1以上となることから、通常どおり実際の取引価額で計算します。したがって、譲渡所得は、6千万円－4千万円＝2千万円となります。

個人事業者の法人成り ―課税売上高の判定―

前々年の課税売上高が1千万円を超える個人事業者が、年中で法人成りした場合、その法人の消費税の納税義務はどうなるのでしょうか。

この場合の納税義務の有無の判定は、事業者単位で行いますから、法人成りする前の個人と法人成り後の法人とは事業上継続性があっても別々に判断します。

す。そのため、法人成りに係る個人事業者の前々年の課税売上高が1千万円を超える場合でも、法人成り後の法人は前々年年度の課税売上高がありませんので納税義務は生じません（資本金又は出資金が1千万円以上である新設法人を除きます）。

なお、今回の場合、前々年の課税売上高が1千万円を超えていますので、その年の個人事業者であった期間については納税義務は免除されません。